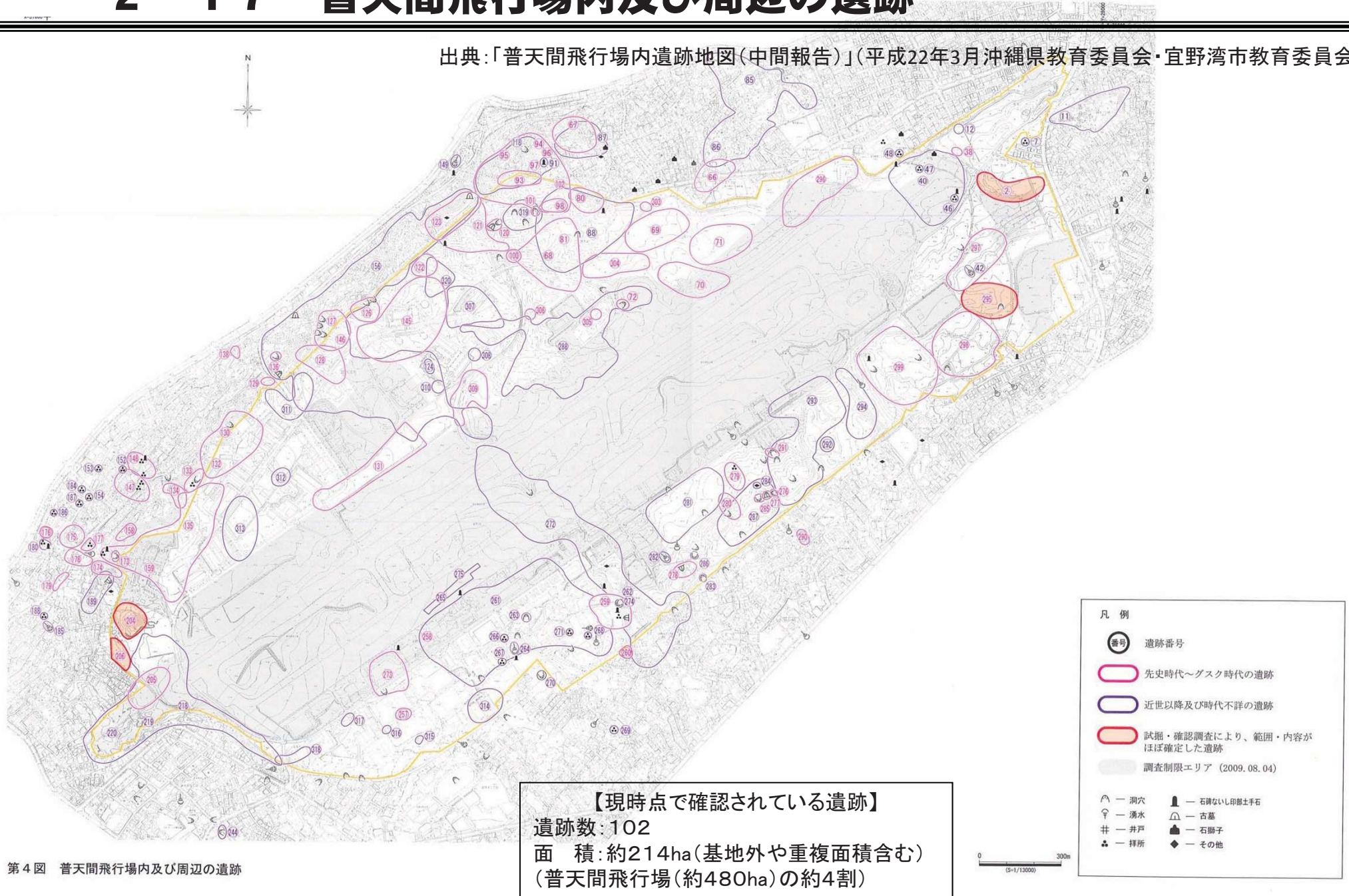


# 2-17 普天間飛行場内及び周辺の遺跡

出典:「普天間飛行場内遺跡地図(中間報告)」(平成22年3月沖縄県教育委員会・宜野湾市教育委員会)



第4図 普天間飛行場内及び周辺の遺跡

# 2-18 返還給付金・特定跡地給付金の支給期間

防衛省資料を基に作成

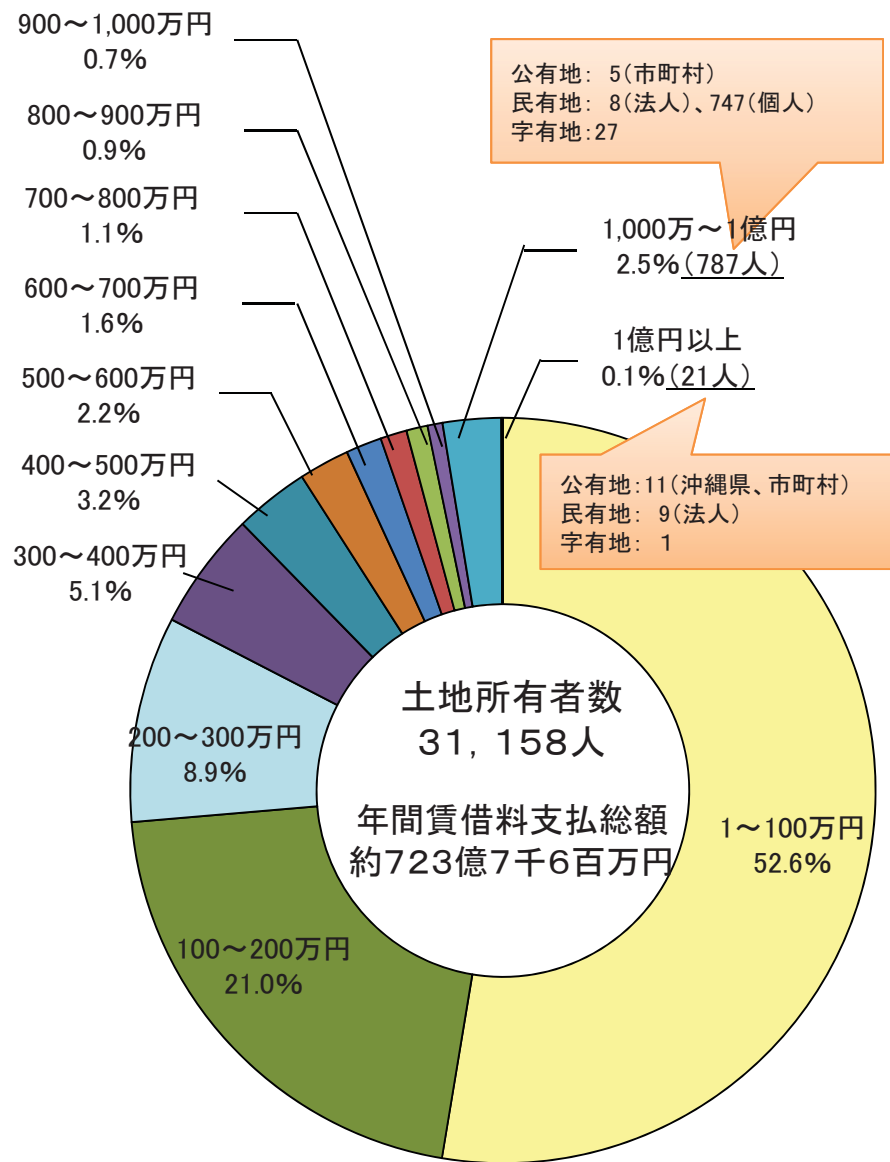
	返還日 ※1		基準日 ※2					備考	
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～		
ケース① 原状回復期間：なし	→ 返還給付金		→ 特定跡地給付金なし					※1 返還日は、国がアメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた日。 ※2 基準日は、返還日の翌日から3年を経過した日。 ※3 補償金、返還給付金及び特定跡地給付金の支給額は、返還年度の賃借料相当額であり、補償金を減じても土地所有者の受取額は同一。 なお、全て防衛省予算。 ※4 補償金とは、土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金。 具体的には、①返還後に国が行う原状回復(物件撤去等)工事の期間に対する特別管理費と、②土地所有者が従前の用途に使用するのに必要な原状回復工事等の期間に対する管理費。 ※5 特定跡地給付金は、内閣府が所要の要件（①面積5ha以上、②開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要すること、③その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められること）を満たすと判断した駐留軍用地跡地について、内閣府が特定振興駐留軍用地跡地に指定した跡地に対して、防衛省が政令で支給期間を定め支給する給付金。 ※6 特定跡地給付金の支給期間は、本土復帰から平成10年度末までの物件撤去工事平均日数約122日を踏まえ、「原状回復に通常要する期間」を4月として、原状回復に要した期間から控除。 特定跡地給付金の支給期間=(原状回復に要した期間-4ヶ月) ※7 この場合、基準日において原状回復が完了していないため、原状回復に要する期間を勘案して、特定跡地給付金の支給期間を政令で定める必要がある。	
ケース② 原状回復期間：4ヶ月未満	→ 補償金	→ 補償金の額を減じる期間 ※3		→ 特定跡地給付金なし					
ケース③ 原状回復期間：1年	→ 補償金	→ 返還給付金		→ 特定跡地給付金			※6 支給期間：8ヶ月		
ケース④ 原状回復期間：2年	→ 補償金		→ 返還給付金	→ 特定跡地給付金			※6 支給期間：1年8ヶ月		
ケース⑤ 原状回復期間：3年	→ 補償金		→ 返還給付金なし		→ 特定跡地給付金				※6 支給期間：2年8ヶ月
ケース⑥ 原状回復期間：4年	→ 補償金		→ 返還給付金なし		→ 特定跡地給付金				※6 支給期間：2年8ヶ月 (政令で定める支給期間：3年8ヶ月) ※7

凡例

- ※4 : 補償金
- : 返還給付金 (年間1千万円を限度)
- ※5 : 特定跡地給付金 (年間1千万円を限度)
- : 補償金の額を減じる期間

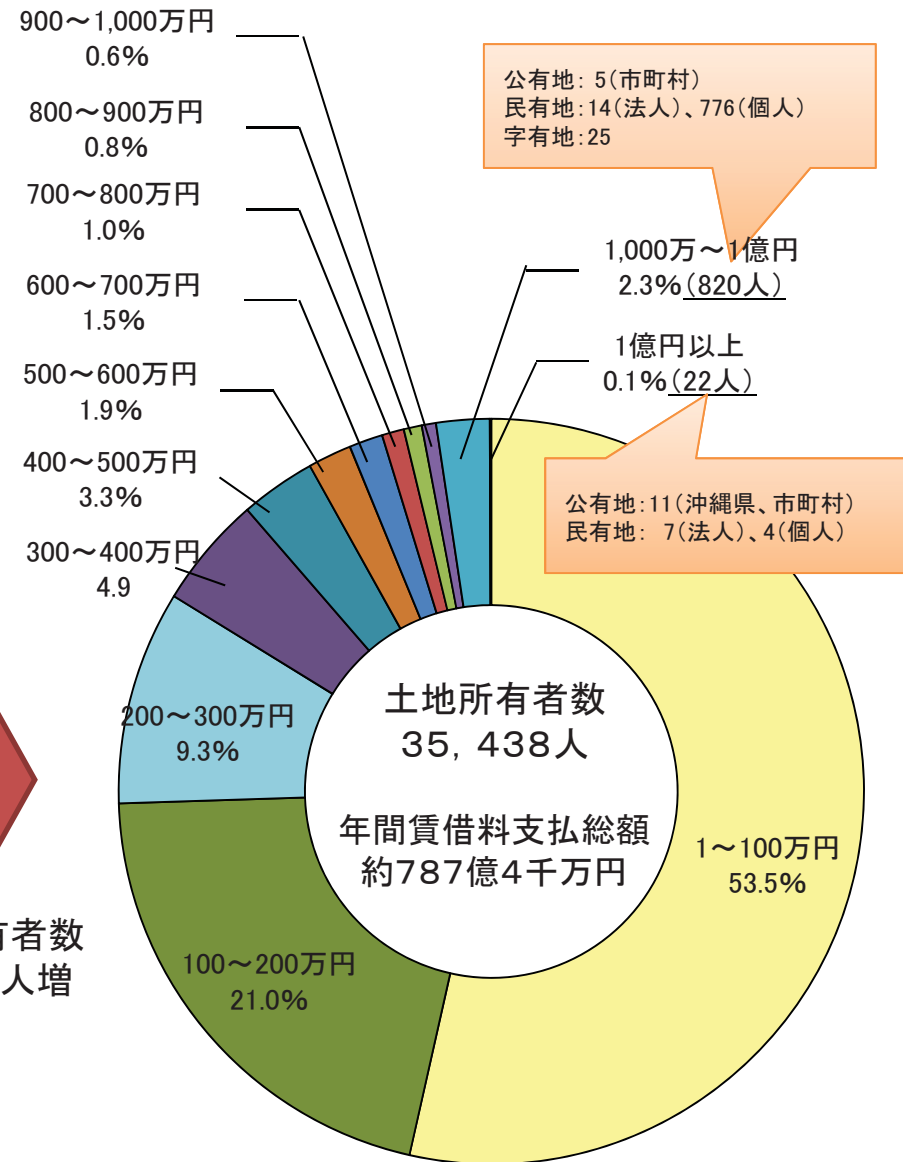
# 2-19 沖縄県における年間賃借料支払額別の土地所有者数の推移

防衛省資料を基に作成



平成12年度

土地所有者数  
4,280人増



平成21年度